

公告

南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を次により執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び南三陸町建設工事執行規則（平成17年南三陸町規則第42号）第6条の規定により、公告する。

平成27年6月17日

南三陸町長 佐藤 仁

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 平成27年度防災集団移転促進事業（柘沢団地外）用地確定
測量等業務委託
- (2) 業務場所 本吉郡南三陸町歌津字峰畑地内外
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成28年9月30日まで
- (4) 業務概要 測量調査 一式
登記申請図書作成 一式
(ア 柘沢団地 イ 中学校上団地 ウ 戸倉団地
エ 清水団地 オ 寄木・葦の浜地区接続道路)
- (5) 支払条件 完成払

2 入札参加資格

- (1) 宮城県内に本社、支店、営業所等（支店、営業所等の場合は、本社から委任を受け、南三陸町入札参加者として登録のあること。）のいずれかを有し、南三陸町建設工事執行規則の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- (2) 測量業登録、建設コンサルタント登録（都市計画及び地方計画部門）業者であること。
- (3) 防災集団移転促進事業の確定測量業務を宮城県内の自治体から元請けで受託した実績を有すること。
- (4) 測量士の資格を有し、かつ、10年以上の実務経験を有する者を、管理技術者として本業務に配置できること。また、空間情報総括管理技術者の資格を有する者を、照査技術者として本業務に配置できること。
- (5) データの漏洩、紛失又は改ざんの防止その他データの適正な管理のため、「プライバシーマーク（ISO15001）」及び「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）（ISO27001）」を認証取得していること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないものであること。

- (7) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
- (8) 南三陸町暴力団排除条例（平成24年南三陸町条例第30号）を遵守すること。

3 入札手続等

(1) 入札参加申請書類の交付等

ア 交付期間

平成27年6月17日（水）から同月24日（水）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 交付場所

南三陸町復興事業推進課（移転促進第1係）

(2) 設計図書の見学

ア 期間

平成27年6月17日（水）から同年7月3日（金）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町復興事業推進課協働カウンター

ウ 質問

設計図書等について質問がある場合は、備付けの質問書に記入し、平成27年6月26日（金）までに南三陸町復興事業推進課へ提出すること。

エ 回答

平成27年7月3日（金）午前9時から午後5時までの間、見学による。

オ 設計図書等の交付

貸出しによる。ただし、貸出時間は2時間以内とする。

(3) 入札執行の日時及び場所

ア 日時

平成27年7月6日（月）午後1時30分

イ 場所

南三陸町役場大会議室

4 入札参加資格の承認申請

(1) 申請書類

入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、次

に掲げる書類についてそれぞれ正副2部（オについては、1通）を持参により提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

ア 制限付き一般競争入札参加申請書

イ 測量業及び建設コンサルタント登録の写し

ウ 同種業務の施工実績調書

エ 配置予定の技術者に関する調書

オ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒（1通）

(2) 受付の期間及び場所

ア 期間

平成27年6月17日（水）から同月24日（水）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町復興事業推進課

(3) 入札参加資格審査の結果については、入札参加申請者に対し、申請のあった日から14日以内に通知する。

(4) 入札参加有資格者と認められなかった者は、書面により、当該認められなかった理由の説明を求めることができる。

5 入札方法等

(1) 電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は、認めない。

(2) 入札の執行においては、入札書に記載された金額に100分の108を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者が入札書に記載する金額は、入札者が消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の108分の100に相当する額とすること。

(3) 地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札は、2回に限りこれを行うものとする。

6 入札保証金

免除する。

7 入札の無効等

(1) 正当な理由なく所定の時刻までに入札の会場に入らなかった者は、失格とする。

(2) この公告に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者のした入札及び南三陸町財務規則（平成17年南三陸町規則第32号）第95

- 条又は南三陸町建設工事執行規則第17条に該当した入札は、無効とする。
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札は、無効とする。

8 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札したもののうち、最低の価格で入札をしたものを落札者とする。
- (2) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

9 契約の締結

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年南三陸町条例第52号）の規定により、予定価格が5千万円以上の工事又は製造の請負となる契約については、南三陸町議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を経た後に本契約を締結する。

10 契約保証金

落札者は、南三陸町建設工事執行規則第22条の規定により、請負金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、落札者が同規則第23条第1項各号のいずれかに該当すると町長が認めた場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

11 その他

不明な点については、当町担当に照会すること。

- ・ 南三陸町 復興事業推進課（移転促進第1係） 担当者 及川・佐藤
電 話 0226-46-1379
FAX 0226-46-5348